









その25 湯屋で働く人々

ご注文は  
代理店まで



## 都道府県別入浴料金表

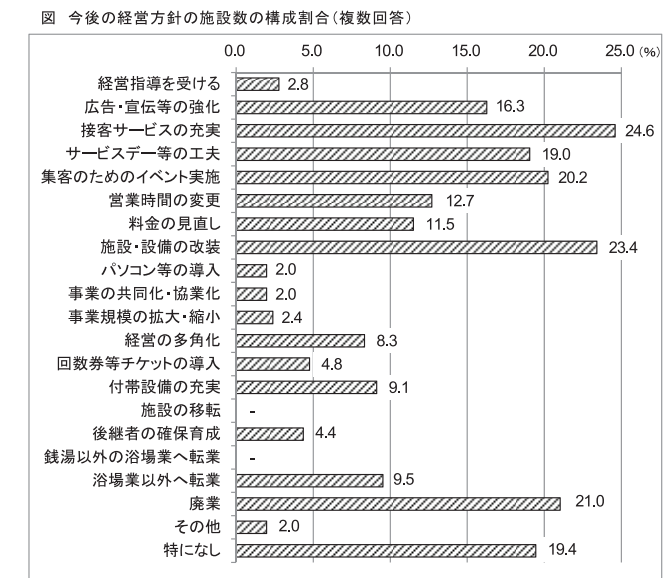
| 平成27年3月1日現在 |     |           |         |     |     |       |
|-------------|-----|-----------|---------|-----|-----|-------|
|             | 県名  | 施行年月日     | 入浴料金(円) |     |     |       |
|             |     |           | 大人      | 中人  | 小人  |       |
| 北海道         | 北海道 | 26.8.1.1  | 440     | 140 | 70  | 東北    |
|             | 青森  | 20.10.2.0 | 420     | 150 | 60  |       |
| 東北          | 岩手  | 27.1.1    | 430     | 150 | 70  |       |
|             | 宮城  | 19.4.1    | 400     | 140 | 80  | 関東甲信越 |
|             | 福島  | 19.9.1    | 400     | 150 | 90  |       |
| 関東甲信越       | 栃木  | 26.7.1.5  | 420     | 180 | 90  |       |
|             | 埼玉  | 26.10.1   | 430     | 180 | 70  | 東海北陸  |
|             | 群馬  | 26.9.1    | 400     | 180 | 80  |       |
| 東海北陸        | 千葉  | 26.4.1    | 430     | 170 | 70  |       |
|             | 東京  | 26.7.1    | 460     | 180 | 80  | 近畿    |
|             | 神奈川 | 26.9.1    | 470     | 200 | 100 |       |
| 近畿          | 山梨  | 21.2.1    | 400     | 170 | 70  |       |
|             | 長野  | 26.3.1    | 400     | 150 | 70  | 中国    |
|             | 新潟  | 26.4.1    | 420     | 140 | 70  |       |
| 中国          | 静岡  | 26.4.1    | 400     | 160 | 80  |       |
|             | 愛知  | 26.4.1    | 420     | 150 | 70  | 四国    |
|             | 岐阜  | 26.4.1    | 420     | 150 | 70  |       |
| 四国          | 三重  | 26.11.2.8 | 400     | 150 | 70  |       |
|             | 石川  | 26.8.1    | 440     | 130 | 50  | 九州    |
|             | 富山  | 26.8.2.0  | 420     | 130 | 60  |       |
| 九州          | 福井  | 26.11.2.0 | 430     | 150 | 60  |       |
|             | 滋賀  | 26.9.1    | 430     | 150 | 100 | 山口    |
|             | 京都  | 26.8.1    | 430     | 150 | 60  |       |
| 山口          | 大阪  | 26.4.1.6  | 440     | 150 | 60  |       |
|             | 兵庫  | 26.4.1    | 420     | 160 | 60  | 徳島    |
|             | 奈良  | 26.4.1    | 420     | 150 | 80  |       |
| 徳島          | 和歌山 | 21.2.1    | 420     | 140 | 80  |       |
|             | 岡山  | 20.10.3.1 | 410     | 160 | 70  | 香川    |
|             | 広島  | 20.1.1    | 400     | 150 | 70  |       |
| 香川          | 山口  | 20.7.1    | 390     | 150 | 80  |       |
|             | 鳥取  | 26.4.2.1  | 400     | 150 | 80  | 愛媛    |
|             | 香川  | 20.10.1   | 360     | 150 | 60  |       |
| 愛媛          | 徳島  | 26.9.1    | 400     | 150 | 60  |       |
|             | 徳島  | 26.12.1   | 400     | 150 | 70  | 高知    |
|             | 高知  | 26.12.1   | 400     | 150 | 60  |       |
| 高知          | 福岡  | 21.2.1.6  | 440     | 180 | 70  |       |
|             | 長崎  | 19.3.1.5  | 350     | 150 | 80  | 大分    |
|             | 大分  | 19.1.1.2  | 380     | 150 | 70  |       |
| 大分          | 熊本  | 26.12.1   | 400     | 150 | 80  |       |
|             | 宮崎  | 20.2.1    | 350     | 130 | 60  | 鹿児島   |
|             | 鹿児島 | 24.10.1   | 390     | 150 | 80  |       |
| 鹿児島         | 沖縄  | 18.2.1.1  | 370     | 170 | 100 |       |

7.設備投資等の状況  
(1)過去3年間の設備投資実績  
設備投資の主な理由について総数でみると、「設備の老朽化」が87・9％で最も多く、次に「経営改善策」5・6％、「その他」4・0％となっている。  
主な資金調達方法について総数でみると、「自己資金」が46・0％で最も多く、次いで「自己資金と借入金」が28・2％、借入金が24・2％である。  
借入先に関して総数でみると、その他の金融機関が30・6％、「日本政策金融公庫」が22・6％などとなっている。  
(2)向こう3年間の設備投資予定  
設備投資予定内容に「設備の老朽化」が40％台で最も多い。設備投資予定の主な理由についてみると、「設備の老朽化」の割合が総数で80・6％、いずれの経営主体についても最も多くなっている。  
また、「設備がない」施設理由についてみると、「費用がかかると」が総数で67・7％、経営主体別にみると「個人経営」と「有限会社」で多くなっている。少子高齢化社会へ対応して、高齢者や車いすの方に配慮した設備の導入に対する意識が高いとは言えない状況や、意識があっても余裕がないことが推察される。  
(3)ごみ減量化・リサイクル実施状況(複数回答)  
「実施している」割合を総数でみると、88・1％と大半に達する。経営主体別にみても最も低い個人経営でも84・9％となっている。

8.少子・高齢化、健康・環境への取組状況  
(1)高齢者等に配慮した設備の状況(複数回答)  
総数でみると、「設備がない」が60・7％、「設備がない」が38・1％で、設備がある施設は全体の約6割に達している。  
設備種類別にみると「浴槽に手すりの設置」が75・8％、「階段やトイレに手すりの設置」が46・4％が多い。一方「車いす用のトイレの設置」6・5％、「車いすで利用しやすい駐車スペースの確保」9・2％などは少ない。  
また、「設備がない」施設理由についてみると、「費用がかかると」が総数で67・7％、経営主体別にみると「個人経営」と「有限会社」で多くなっている。少子高齢化社会へ対応して、高齢者や車いすの方に配慮した設備の導入に対する意識が高いとは言えない状況や、意識があっても余裕がないことが推察される。  
(2)ごみ減量化・リサイクル実施状況(複数回答)  
「実施している」割合を総数でみると、88・1％と大半に達する。経営主体別にみても最も低い個人経営でも84・9％となっている。

公共浴場業(一般公共浴場)の実態と経営改善の方策 その4  
平成26年9月 厚生労働省健康局生活衛生課  
平成24年度生活衛生関係営業経営実態調査をもとに公共浴場の実態と経営上の課題・課題を整理し、今後の経営改善の方策について述べたものである。

## II 実態調査の結果にみる公共浴場の現状 ③



実施している施設について、その取組内容に「設備がない」が38・1％で、設備がある施設は全体の約6割に達している。  
設備種類別にみると「浴槽に手すりの設置」が75・8％、「階段やトイレに手すりの設置」が46・4％が多い。一方「車いす用のトイレの設置」6・5％、「車いすで利用しやすい駐車スペースの確保」9・2％などは少ない。  
また、「設備がない」施設理由についてみると、「費用がかかると」が総数で67・7％、経営主体別にみると「個人経営」と「有限会社」で多くなっている。少子高齢化社会へ対応して、高齢者や車いすの方に配慮した設備の導入に対する意識が高いとは言えない状況や、意識があっても余裕がないことが推察される。  
(2)ごみ減量化・リサイクル実施状況(複数回答)  
「実施している」割合を総数でみると、88・1％と大半に達する。経営主体別にみても最も低い個人経営でも84・9％となっている。

から「接客サービスの充実」24・6％、「施設・設備の改装」23・4％、「集客のためのイベント実施」20・2％などとなっている。また、「廃業」が21・0％と割合を越す施設が廃業を方針としており、全体で第3位となっている。  
経営主体別にみると、これらの収益悪化に「浴槽に手すりの設置」が75・8％、「階段やトイレに手すりの設置」が46・4％が多い。一方「車いす用のトイレの設置」6・5％、「車いすで利用しやすい駐車スペースの確保」9・2％などは少ない。  
また、「設備がない」施設理由についてみると、「費用がかかると」が総数で67・7％、経営主体別にみると「個人経営」と「有限会社」で多くなっている。少子高齢化社会へ対応して、高齢者や車いすの方に配慮した設備の導入に対する意識が高いとは言えない状況や、意識があっても余裕がないことが推察される。

## 西日本ブロック

### 理事長会開催

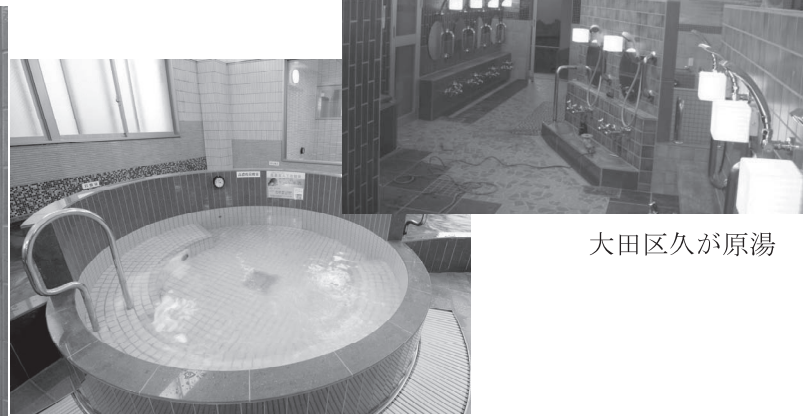


西日本ブロック理事長会が2月2日、山口県指導センターの中村専務理事を来賓に迎え、吉本太山口県理事長の進歩を望む部署で10県15中3県で、いずれも10中を見越しての入浴料金で認可を受けていた。残りの県浴でも現在値上げに向けて進行中、もしくは10・増税時に実施予定である県浴がほとんどであった。なかには県が値上げに消極的な組合もあり、入浴料金認可について各県の担当課で意見交換がなされた。

## 大阪府浴立春俳句会

盆梅展絨毯の緋を晒しけり  
僧の肘しろじろとして  
義仲忌  
谷下 一玄  
春光へこふしあゝ妻の時多くは  
焼き魚試食海よりいなど東風  
林 なつを  
初午や声くぐもらせ狐のおつとつと声を交して  
追灘の夜  
西上 邦子  
東風吹くや竜馬の像のふところ手  
脱藩の道と云はれて梅

## 健康増進工事と耐震工事ならお任せ下さい



最新の銭湯をホームページでご案内中です。http://www.advan.gr.jp  
株式会社アドヴァン建築設計事務所  
〒116-0013東京都荒川区西日暮里4-23-2/アビル201  
TEL.03-3824-5601

## 浴場経営者、必読の書!!

### 『銭湯検定公式テキストI』

「歴史」「建築」「雑学」の3部構成 銭湯がもっと楽しくなる!!  
図版・写真とともにわかりやすく解説

●お求め方法  
全国の書店や amazon で購入できます(書店に在庫がない場合はご注文ください)。お急ぎになる方には直接販売も行っています。郵便振替にて1810円(送料込)をご送金ください。  
【郵便振替】  
口座番号: 00100-4-763221 口座名: 日本銭湯文化協会  
※備考欄には「住所」「氏名」「電話番号」のほか「銭湯検定公式テキストI」を購入希望」と必ずご記入ください。

## 全浴連シンボルマーク



## 「エコセン」ロゴマーク



色彩 (カラーの場合)  
アイ ラブ エコセン  
色彩 (カラーの場合)  
DIC 158 番  
♥以外 DIC 582 番

左記マーク使用にあたっては、浴場組合関係及び組合員が使用する場合は、各都道府県組合を経由して全浴連に連絡してください。公共浴場以外の特殊浴場その他の部外者は無断で使用できません。

| 日本政策金融公庫 国民生活事業（生活衛生資金貸付） 主要利率一覧表 |                 |                                                          |                                           |               |               |
|-----------------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------|---------------|
| （会社及び個人）                          |                 |                                                          |                                           |               |               |
| （適用日： 平成26年2月12日・年利：％）            |                 |                                                          |                                           |               |               |
| 融資の種類                             |                 |                                                          | 利率（注1）                                    |               |               |
| 一般貸付                              | 下記以外の設備資金（注3）   |                                                          | 基準利率                                      | 1.30 ～ 2.90 ％ |               |
|                                   | 設備資金            | 特定設備（注3）<br>〔 省エネルギー設備資金<br>衛生設備 等 〕                     | 特別利率B                                     | 0.65 ～ 2.25 ％ |               |
|                                   |                 |                                                          | 特別利率C                                     | 0.40 ～ 2.00 ％ |               |
|                                   |                 | 特例貸付                                                     | 健康・福祉増進関連事業施設<br>環境対策等関連施設<br>事業安定等施設     | 基準利率          | 1.30 ～ 2.70 ％ |
|                                   |                 |                                                          |                                           | 特別利率A         | 0.90 ～ 2.30 ％ |
|                                   | 特別利率B           |                                                          |                                           | 0.65 ～ 2.05 ％ |               |
|                                   |                 | 特別利率C                                                    | 0.40 ～ 1.80 ％                             |               |               |
|                                   | 一般公衆浴場施設・設備（注3） |                                                          | 特別利率E                                     | 0.35 ～ 1.50 ％ |               |
| 振興事業貸付                            | 設備資金            | 振興事業施設のうち特定設備（注2、3）                                      |                                           | 特別利率C         | 0.40 ～ 2.00 ％ |
|                                   |                 | 振興事業施設のうち特定設備以外のもの（注3）                                   |                                           | 基準利率          | 1.30 ～ 2.90 ％ |
|                                   |                 | 特例貸付                                                     | 健康・福祉増進関連事業施設<br>環境対策等関連施設（注6）<br>事業安定等施設 | 特別利率B         | 0.65 ～ 2.05 ％ |
|                                   |                 |                                                          |                                           | 特別利率C         | 0.40 ～ 1.80 ％ |
|                                   | 運転資金            | 振興計画に従って営業を営むのに必要な資金（注2、3）                               |                                           | 基準利率          | 1.30 ～ 2.50 ％ |
|                                   |                 | 標準営業約款登録営業者にかかる資金（注2、3）<br>女性若者シニア創業運転資金（注3）<br>事業承継運転資金 |                                           | 特別利率A         | 0.90 ～ 2.10 ％ |
| 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付                |                 |                                                          | 特別利率F                                     | 1.35 ％        |               |
| 東日本大震災復興特別貸付（震災直接被害関連）（注3、4）      |                 |                                                          | 1.45 ～ 2.05 ％ （当初3年間最大－1.4％）              |               |               |
| 東日本大震災復興特別貸付（震災間接被害関連）（注3、4）      |                 |                                                          | 1.45 ～ 1.85 ％ （当初3年間最大－1.4％）              |               |               |
| 東日本大震災復興特別貸付〔震災セーフティネット関連〕        |                 |                                                          | 基準利率                                      | 1.30 ～ 2.40 ％ |               |
|                                   |                 |                                                          | 特別利率R                                     | 1.10 ～ 2.20 ％ |               |
|                                   |                 |                                                          | 特別利率N                                     | 1.00 ～ 2.10 ％ |               |
|                                   |                 |                                                          | 特別利率U                                     | 0.80 ～ 1.90 ％ |               |
| 生活衛生セーフティネット貸付                    |                 |                                                          | 基準利率                                      | 1.30 ～ 2.40 ％ |               |
|                                   |                 |                                                          | 特別利率G                                     | 1.20 ～ 2.30 ％ |               |
|                                   |                 |                                                          | 特別利率T                                     | 0.90 ～ 2.00 ％ |               |
|                                   |                 |                                                          | 特別利率U                                     | 0.80 ～ 1.90 ％ |               |
| 衛生環境激変対策特別貸付（注5）                  |                 |                                                          | 基準利率                                      | 1.30 ～ 2.30 ％ |               |
|                                   |                 |                                                          | 特別利率C                                     | 0.40 ～ 1.40 ％ |               |

(注1)貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。  
(注2)生活衛生同業組合等から、一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方が振興事業を行うための設備資金及び運転資金については、通常適用される0.15%低い利率でご利用いただけます。  
(注3)創業する方および創業後おおむね7年以内の方が、雇用の維持又は拡大を図る場合は、通常適用される利率より0.1%低い利率でご利用いただけます。  
(注4)適用する貸付制度に定める貸付条件が、東日本大震災復興特別貸付に掲げる条件より有利である場合は、当該貸付条件が適用されます。  
(注5)本貸付の適用は、関係省庁から適用の指示があった場合に限りです。現在、適用はされておりません。  
(注6)事業継続計画(BCP)に基づき、耐震診断義務付け対象構築物の耐震改修を行う方は、「特別利率C-0.15%」でご利用いただけます。